

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止処分について

令和8年6月16日（火）

茨木市が実施した監査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づき、令和8年6月11日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 TEPPEN
- (2) 代表者 代表取締役 江口 敏
- (3) 所在地 兵庫県川西市花屋敷一丁目31番17号202

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 グループホームパラトレ茨木園田
- (2) 所在地 茨木市園田町18番7号
- (3) 指定年月日及びサービスの種類
 - ・令和3年10月1日 共同生活援助

3 行政処分内容及び期間

- (1) 処分の内容 指定の効力の一部停止
- (2) 停止する指定の効力 新規利用者の受入停止
- (3) 処分期間 令和8年7月1日から令和8年12月31日まで

4 行政処分を行う理由

不正請求

利用者11名について、基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていないにもかかわらず、所要の減算を行わず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

健康医療部 福祉指導監査課
電話 072-620-1809 (ダイヤル)